

## 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの不十分さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。諸外国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に災害救援と復興に対処しています。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、自衛隊、警察、消防などの初動態勢（部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などの対応）に手間取り、救援活動に様々な支障を来し、被害が拡大する恐れがあります。また、東日本大震災における原発事故の東京電力の初期対応の遅れが、その後における放射能汚染を拡大したことも問題です。我が国の憲法は平時を想定した内容となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていません。

その不備を補うべく、平成16年には自民、民主、公明の3党が「緊急事態基本法」の制定で合意しましたが、今日までそのままとなっています。最近では熊本地震が発生し、東海地震などの大地震の発生も想定されています。また、我が国を取り巻く国際情勢も大きく変化してきており、これらに起因する不測の事態など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が起きかねない状況です。

以上のことから、今後想定されるあらゆる事態に備え、「緊急事態基本法」を早急に制定されますよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年6月30日

伊 那 市 議 会

衆議院議長 大 島 理 森 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様